

第2次匝瑳市食育推進計画（素案）

平成 年 月

匝瑳市

地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言

匝瑳市農業の活性化のためには、地場産農畜産物を市民に消費してもらうことが重要であり、生産者は新鮮で安全・安心かつ消費者ニーズに応えた農畜産物の供給により、消費の拡大を図る必要があります。

本市においては、生産者と消費者の信頼関係をつくりあげるため、農薬や化学肥料、抗生物質などの使用を抑えた、より安全な農畜産物の生産を推進します。

農業関連団体の連携による生産者と消費者の交流イベントや学校給食での地元食材の利用の推進など、これらの取り組みを活性化し、地産地消の実践が自給率の向上につながるとの認識のもと、ここに「地産地消・食の安全と自給率向上都市」を宣言します。

平成 18 年 6 月 2 日
匝瑳市告示第109号

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画策定の体制	4
5 匝瑳市における食をめぐる現状	4
第2章 意識調査結果	8
結果の概要	9
第3章 計画の基本的考え方	14
1 基本理念	15
2 基本目標	16
3 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
1 地産地消の推進	20
2 家庭・地域における食育の推進	22
3 学校等における食育の推進	24
4 食文化や郷土料理の伝承	26
5 「食」と健康に関する知識の普及	28
第5章 計画の推進	30
1 推進体制について	31
2 計画の進行管理と評価	31
3 匝瑳市食育推進計画の数値目標の達成状況	32
4 数値目標	33
資 料 編	34
1 匝瑳市食育推進協議会	35
2 食育基本法の概要	38
3 第3次食育推進基本計画の概要	39
4 第3次千葉県食育推進計画の概要	41

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

食べることは、私たちが健康で幸せな生活をおくるために欠かすことのできない営みであり、それ自体が楽しみやコミュニケーションの重要な要素の1つでもあります。そして、食べることそのものが、私たちの心と体を健やかに、そして豊かに育んでいます。

しかし、昨今の社会経済構造の変化によるライフスタイル、価値観、及びニーズの多様化は、私たちの食生活にも大きな変化をもたらしています。

毎日を忙しく、時間的にも精神的にもゆとりのない生活をおくる人が増えるなか、朝食を食べない、おやつを食事がわりにする等の不規則な食事や栄養の偏りがみられ、「食」を大切にする意識が希薄になりつつあります。また、生産者と消費者の距離が拡大し、食品の安全性や食料自給率の低下、輸入依存といった問題も指摘されるようになりました。

このような状況の中で、国は、平成17年7月に「食育基本法」を施行するとともに、平成18年3月には「食育推進基本計画」、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」を策定し、食育を国民運動として推進するとともに、地方公共団体における各種食育施策の展開を求めています。

本市では、平成18年6月に「地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言」を行うとともに、食育の重要性が増しているなか、健全な食生活を実践できる人間を育むため、平成24年3月に策定した「匝瑳市食育推進計画」に基づいて食育の推進を行ってきました。同計画の策定から5年が経過したことから、この間の市民の食育に対する意識、行動や、社会情勢等の変化を踏まえ、今後5年間に於いて食育を総合的、計画的に推進するため、同計画を見直した「第2次匝瑳市食育推進計画」を策定するものとします。

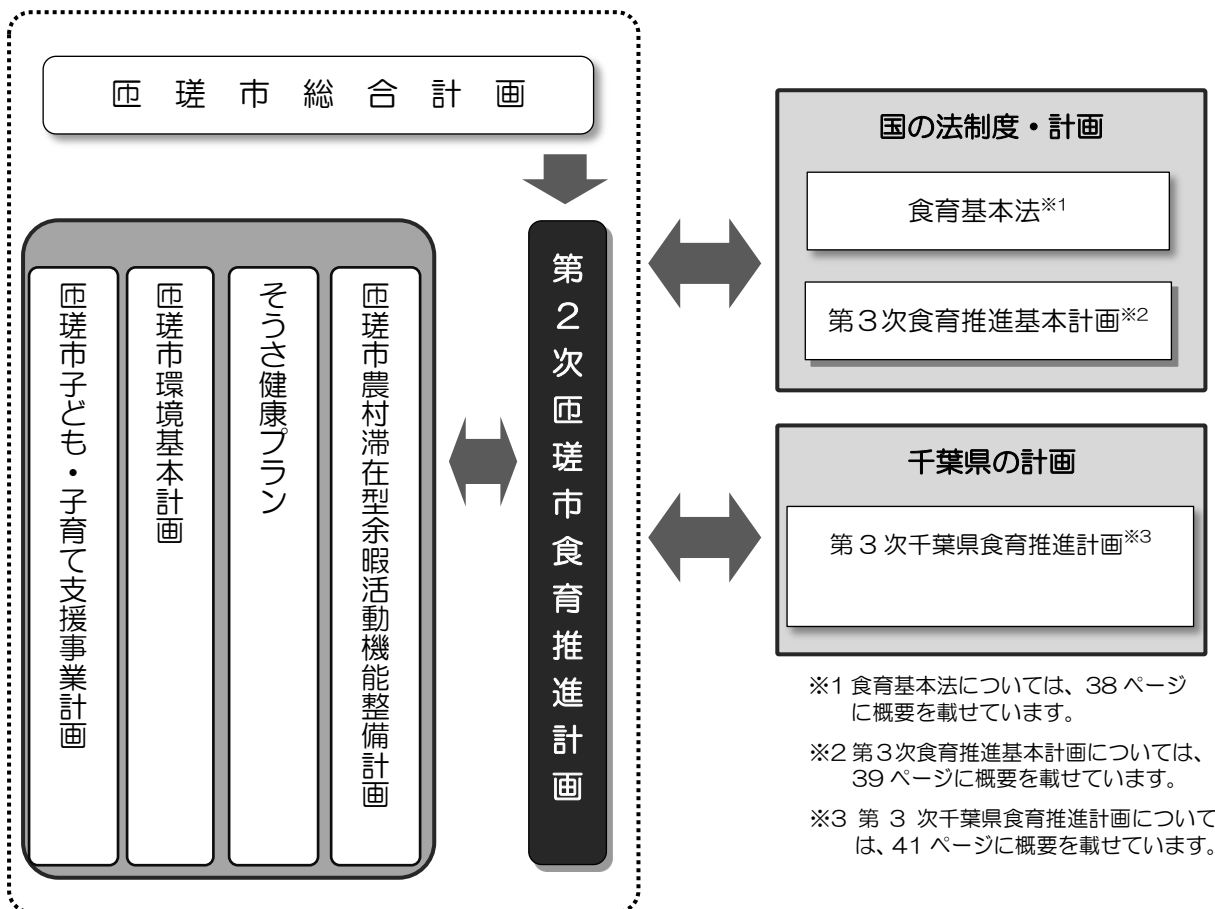
～食育とは？～

食育基本法の中で「食育」を下記のように位置づけています

- 生きる上での基本であって知育・徳育・体育の基礎となるべきもの。
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」として、食育に関する基本的な事項について定めました。策定に当たっては、子どもと子育て家庭を支援する「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」や市民の健康づくりを支援する「そうさ健康プラン」、農業体験・交流を推進する「匝瑳市農村滞在型余暇活動機能整備計画」、環境負荷の軽減を定めた「匝瑳市環境基本計画」等、本市の関連計画等との整合性を図りました。



3 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
第2次匝瑳市食育推進計画				

4 計画策定の体制

(1) 食育推進協議会の設置

本市における食育の推進に関する基本的事項を検討するとともに、総合的かつ計画的な食育の推進を図ることを目的に、各種関係機関・団体の代表等で構成する「匝瑳市食育推進協議会」を設置しました。

(2) パブリックコメントの実施

市民が計画策定に参画できる機会として、パブリックコメントを実施し、多種多様なニーズや意見等を把握・理解し、計画に反映することに努めました。

5 匝瑳市における食をめぐる現状

(1) 概要

本市の農業は、海洋性の温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、土地利用型及び集約型農業が行われています。

水稻を中心にトマト、きゅうり、いちご等の施設野菜やねぎ等の露地野菜、酪農、養豚、養鶏等が行われています。また、農業に興味や関心のある人に貸し出している市民農園では様々な野菜が作られ、栽培や収穫が楽しめるようになっています。

漁業では、本市沿岸において、いわしを主として、さば、あじ、はまぐり等が獲れます。

都市と農村の交流総合ターミナルである「ふれあいパーク八日市場」や、平成28年4月に観光拠点としてオープンした「そうさ観光物産センター匝りの里」では、市内産の新鮮な農産物や郷土料理等に出会うことができ、農業体験や消費者と生産者の交流イ

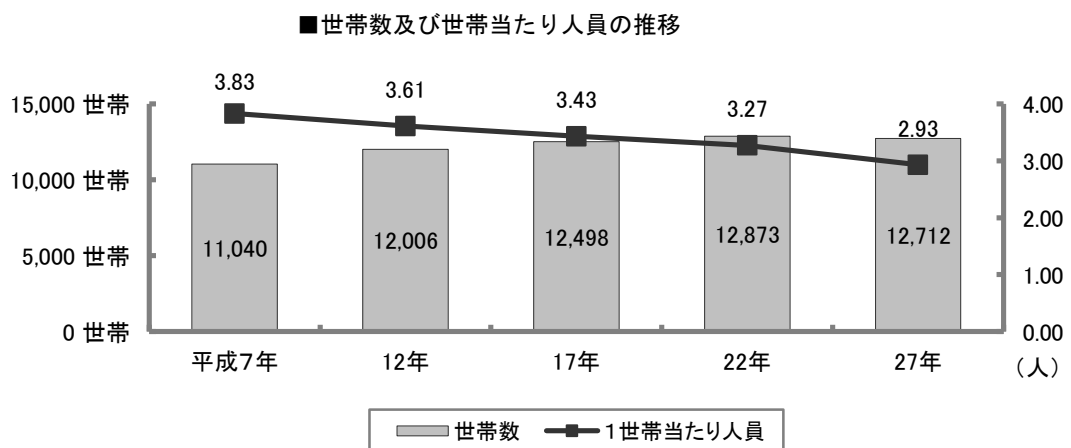
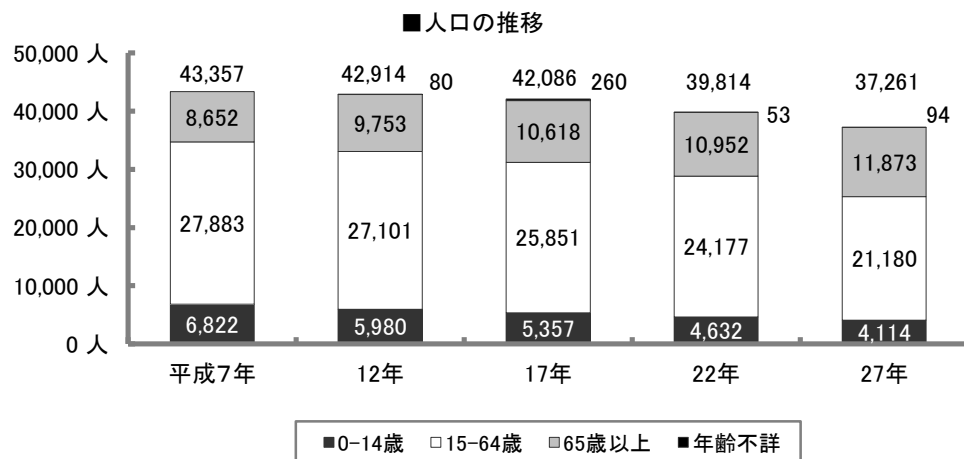
ベントを通じて、ふるさとに根付いた「食」と「体験」を提供しています。

その他、体験を通じた食や農の学びが重要であることから、市では農業体験・食育体験を推進しています。

また、地産地消の推進や、生産者と消費者の交流の場として、匝瑳市農業振興会朝市組合による毎週日曜日の「朝市」や、八日市場植木組合による「新鮮！ふるさと市場」、ちばみどり農業協同組合による「JAちばみどりそうさ飯倉台直売所」等において、地元産の野菜や農家手作りの加工品等が販売されています。

(2) 人口及び世帯数

人口の推移をみると、国勢調査では平成7年の43,357人をピークに、その後は減少し、平成27年には37,261人となっています。年齢区分別では、65歳以上のみが増加しています。また、1世帯当たりの人員も平成7年の3.83人から減少し、平成27年には2.93人となっています。



(3) 農業に関する状況

2015年農林業センサスにおける本市の販売農家数は1,463戸で、前回の2010年調査と比べて495戸（25.3%）減少しています。

本市の千葉県内における耕地面積は6位であり、市内の主な農産物は、水稻、春ねぎ、秋冬ねぎ、冬春きゅうり、冬春トマト、夏秋トマトとなっています。

特産品は、手作り味噌や大浦ごぼう等12品目が挙げられ、郷土料理としては太巻き寿司、つみれ汁、落花生みそ等が挙げられます。

■農家数等

農家数		農業従事者数 ¹⁾		農業就業人口 ²⁾	
販売農家数 ³⁾	1,463 戸	男性	2,184 人	男性	1,246 人
自給的農家数 ⁴⁾	334 戸	女性	1,585 人	女性	944 人
総数	1,797 戸	合計	3,769 人	合計	2,190 人

資料：「農家数・農業従事者数・農業就業者数」2015年農林業センサス

■耕地面積（千葉県内）

順位	県内	耕地面積（ha）	順位	県内	耕地面積（ha）
1	香取市	11,300	6	匝瑳市	5,220
2	成田市	6,620	7	印西市	4,190
3	旭市	6,380	8	千葉市	3,710
4	山武市	5,800	9	南房総市	3,580
5	市原市	5,580	10	八街市	3,570

資料：農林水産省 作物統計（平成27年）

■主な農産物（市内）

品目	作付面積（ha）	収穫量（t）	品目	作付面積（ha）	収穫量（t）
水稻	2,840	16,100	冬春きゅうり	5	604
春ねぎ	7	229	冬春トマト	10	692
秋冬ねぎ	32	928	夏秋トマト	10	361

資料：平成27年産農林水産関係市町村別統計（水稻）

平成26年産農林水産関係市町村別統計（ねぎ、きゅうり、トマト）

¹⁾ 農業従事者数：15歳以上の販売農家世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者の数。

²⁾ 農業就業人口：自営農業に従事した販売農家世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の数。

³⁾ 販売農家数：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家の数。

⁴⁾ 自給的農家数：経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家の数。

■市の特産品・郷土料理

特産品			郷土料理	
手作り味噌	ハス	大浦ごぼう	太巻き寿司	つみれ汁
セリ	赤ピーマン	ねぎ	落花生みそ	あじのなめろう
米	いちご	落花煎餅	海草	いわしのごま漬
米粉パン	初夢漬	棒もち(性学もち)		

食育アルバム



毎週日曜日に開かれる朝市



大浦ごぼう

匝瑳地区大浦で、わずか数軒の農家が栽培する特大のごぼうです。秋に収穫され、そのほとんどが成田山新勝寺に奉納されるため、市場に出回ることはありません。

大きさは根周 30cm、長さ 1mにもなります。「新修成田山史」によると、300 年以上前の元禄年間に佐倉城主に奉納した記録が残っており、将軍家や諸大名などにも献上されていたそうです。

第2章 意識調査結果

結果の概要

本市の食に関する実情を把握し、「食育推進計画」を策定するための基礎資料を得るため、平成28年7月に「食育推進計画策定のためのアンケート調査」を行いました。

調査対象者

一般

- (1) 調査対象者 市内在住の16歳以上の男女600人を無作為抽出
(2) 調査方法 郵送配布、郵送回収

小中学生

- (1) 調査対象者 市内小中学校13校のうち、小学5年生283人、中学2年生325人
(2) 調査方法 集合調査⁵⁾

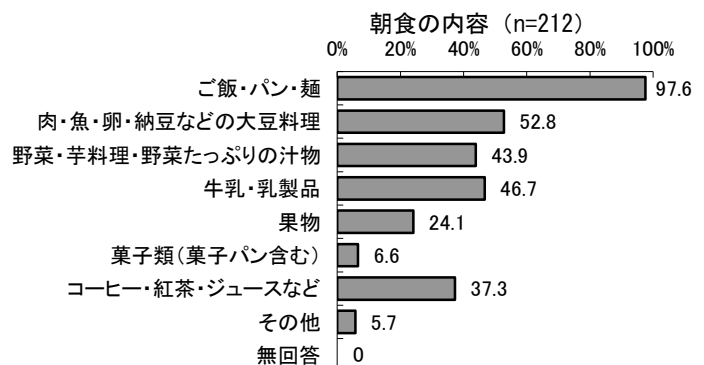
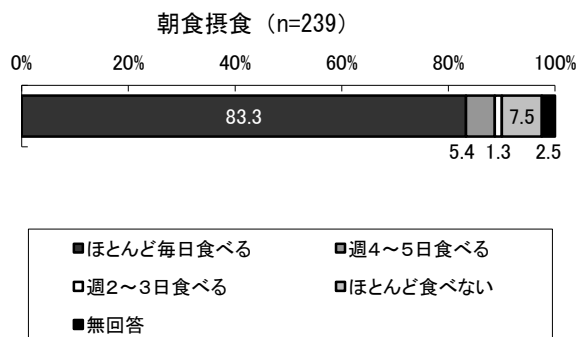
回収結果

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
一般市民	600	239	39.8%	239	39.8%
小学5年生	283	280	98.9%	280	98.9%
中学2年生	325	309	95.1%	309	95.1%

(1) 一般

【朝食について】

朝食をほとんど毎日食っている割合は約8割で、摂食の内容も主食（ご飯・パン・麺）が9割以上、主菜（肉・魚・卵・納豆等の大豆料理）が約5割、副菜（野菜・芋料理・野菜たっぷりの汁物）が約4割となっています。

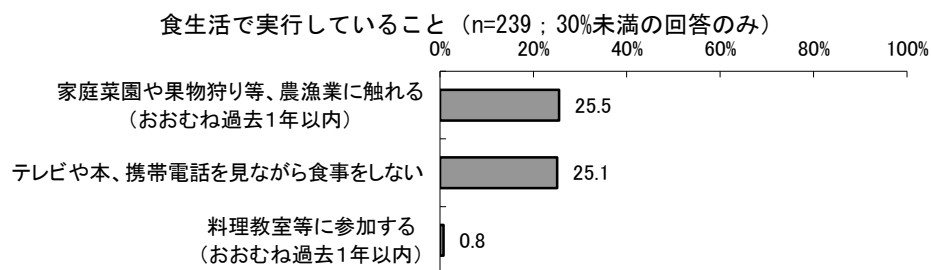


⁵⁾ 集合調査：多数の対象者をあらかじめ設置した調査会場に集めて、データを収集する手法です。

【食生活で行っていることについて】

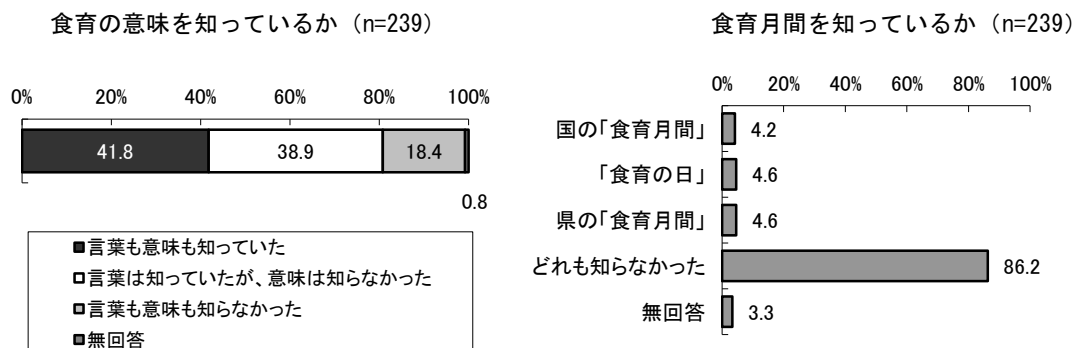
食生活で実行されている割合が高いものとしては、「野菜を多く食べる」、「寝る前や夜遅くに食事をしない」、「自分で料理をしたり、もしくは家族の料理の手伝いをする」、「1日3回、規則正しい食事をする」、「(家族がいれば) 家族そろって食卓を囲み、会話をするようにしている」が5割以上となっています。

実行されている割合が低いものをみると、「家庭菜園や果物狩り等の農漁業に触れる」や、「テレビや本、携帯電話を見ながらの食事をしない」、「料理教室等に参加する」等が挙げられます。



【食育について】

「食育」という言葉の意味については、約6割が「知らなかった」と回答しており、「食育月間」についてはほとんど知られていません。

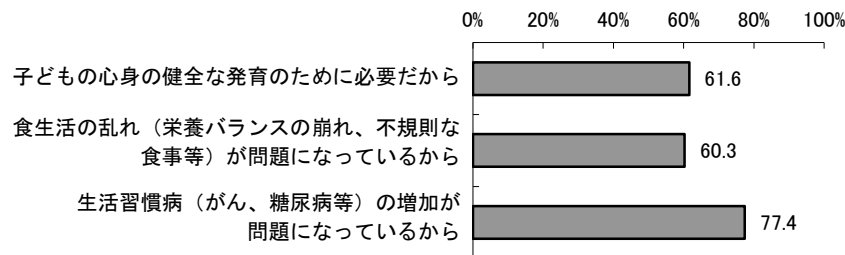


【食育への関心について】

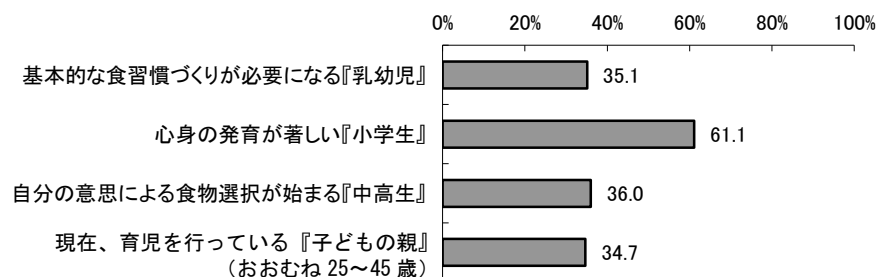
食育に関心があると回答した割合は約6割でした。

食育に関心がある理由については、「子どもの心身の健全な発育のため」や「食生活の乱れ」の理由が約6割、「生活習慣病の増加」が約8割と高く、施策の展開が望まれます。また、特に小学生に向けた食育を望む回答が多くなっています。

「食育」に関心がある理由（n=146；50%以上の回答のみ）



食育が大切だと思う世代（n=239；30%以上の回答のみ）

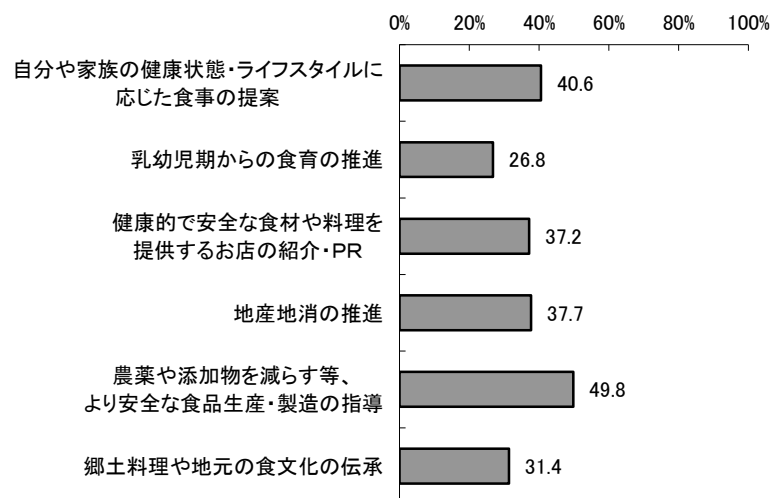


【食育推進に当たり行政や地域社会に期待したいことについて】

食育を進めるに当たって、行政や地域社会に期待したいことについては、より安全な食品生産・製造の指導や健康状態・ライフスタイルに応じた食事の提案が挙げられています。

食品に対する検査体制の整備や、スーパー等での地元農水産物を取り扱うコーナーの設置、生産者の声を交えた食材や料理の紹介、学校等での地元農水産物の利用等、様々な工夫を凝らした施策が望まれます。あわせて、食に関する必要な情報の提供をはじめとする、食をテーマにした取り組みやイベントが重要です。

行政や地域社会に期待したいこと（n=239；20%以上の回答のみ）

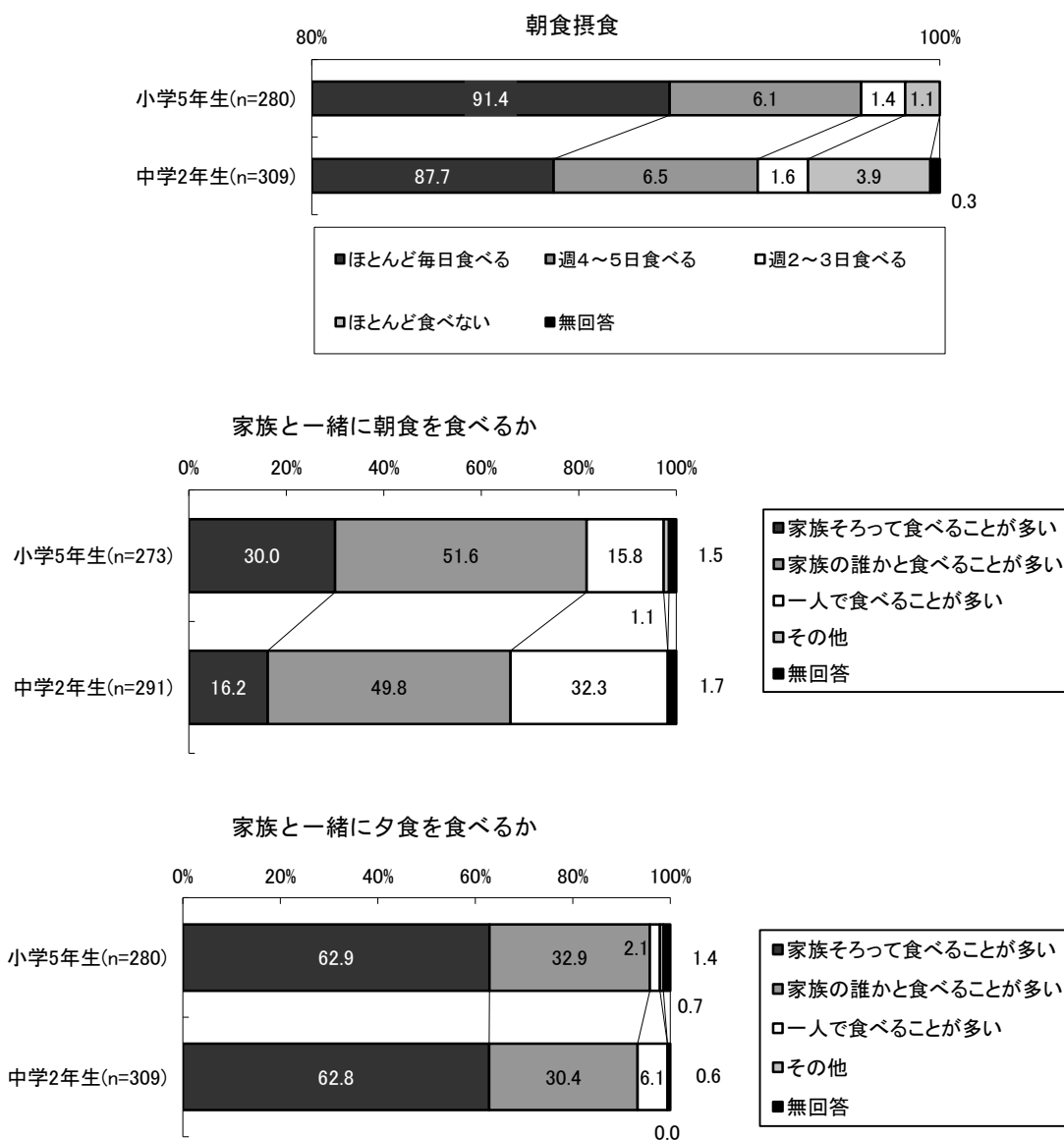


(2) 小中学生

【朝食及び孤食状況について】

小学5年生、中学2年生のそれぞれ約9割が、朝食をほとんど毎日食べています。しかし、朝食を「一人で食べることが多い」のは、小学5年生で15.8%、中学2年生で32.3%となっており、夕食を「一人で食べることが多い」のは、小学5年生で2.1%、中学2年生で6.1%となっています。

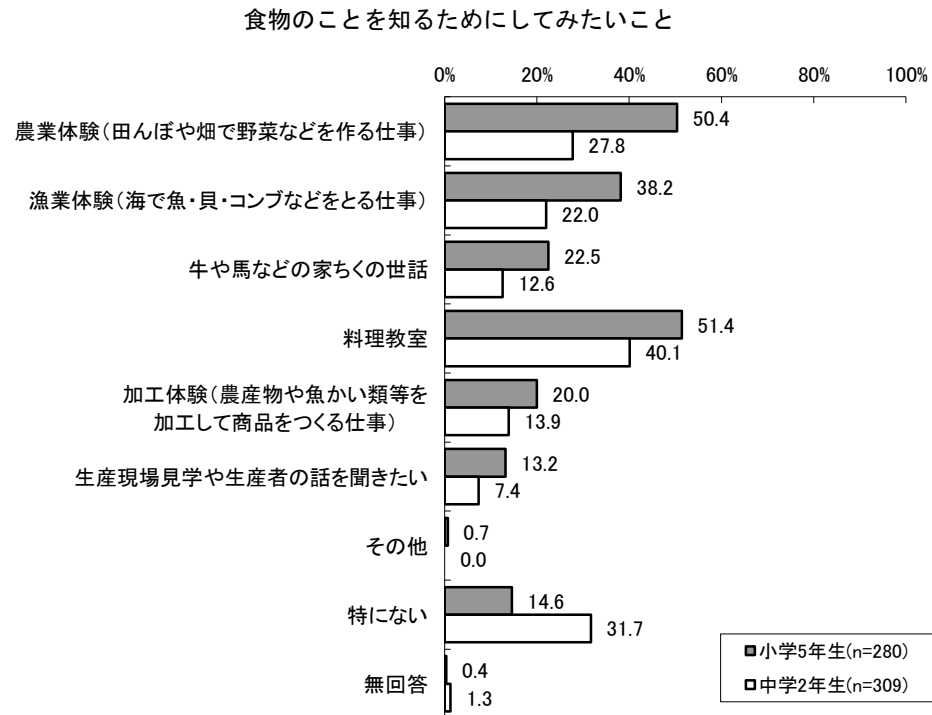
食事を一人でとることを、「孤食」と言い、誰かと一緒に食事をとることを「共食」と言いますが、孤食は食事への関心が薄れたり、不規則な食事や、コミュニケーション機会が減少する原因と言われています。小中学生の「孤食」の解消に向けた取り組みが必要です。



【食育の中でしてみたいことについて】

食物のことを知るためにしてみたいことについては、小学5年生・中学2年生共に、料理教室や農業体験、漁業体験の割合が高くなっています。特に小学5年生では、農業体験や漁業体験等を希望している割合が、中学2年生の約2倍となっています。

子どもに対する様々な体験の機会の提供について、検討する必要があります。



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、食育の推進を通じて、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、心身ともに健康で豊かな人間性を育み、自然を感じながら、「農⁶⁾」に根ざした暮らしができるよう、以下のように基本理念を定めます。

市民一人ひとりが、心豊かに幸せな暮らしを営むため、
自然を感じ、共に生き、自然の恵みに感謝することを通し、
「農」に根ざした、健康でゆるぎない暮らしができる心身を育む



⁶⁾ 農：本計画で言う「農」とは、農業、漁業、畜産業、加工業等の生業のほか、農業を生業としない体験や学習等、幅広い意味を含んでいます。

2 基本目標

本市では、食育の推進に当たって、3つの基本目標を設定します。

目標1 「食」を支える「農」を理解する

わたしたちが毎日、口にしている食事の多くは、「農」があってはじめて成立するものです。

自分自身の「食」を見直すためにも、「農」に関わる人々の食への愛情や努力を理解し、「農」についての理解を深めていきます。

目標2 体験を通して「食」を理解する

農業体験や漁業体験等の生産体験、農水産物等を加工する加工体験等、身近な場所で様々な体験ができる環境を活用し、体験を通して、「食」に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を自ら実践できるようにします。

目標3 「食」から郷土を見つめ、郷土を愛する

郷土料理や特産品等、市を代表する「食」がいくつもあり、それらの「食」は郷土と密接に結びつきます。

「食」を通じて郷土への理解を深め、郷土を離れても愛情を持ち続けることができるようにします。

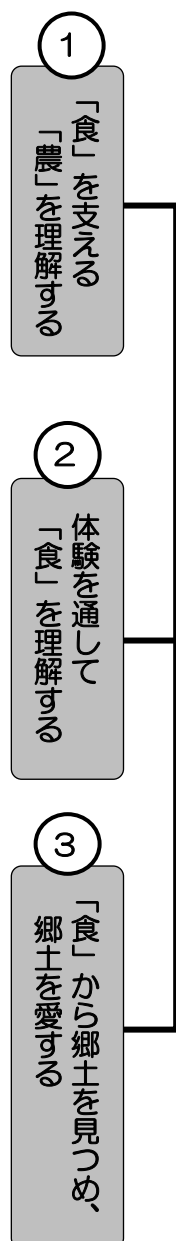
3 施策の体系

食育を総合的・計画的に推進するため、市と関係者及び市民一人ひとりと連携しながら取り組んでいきます。

【基本理念】

市民一人ひとりが、心豊かに幸せな暮らしを営むため、
自然を感じ、共に生き、自然の恵みに感謝することを通し、
「農」に根ざした、健康でゆるぎない暮らしができる心身を育む

●基本目標



●基本施策

1 地産地消の推進

- (1) 市内農水産物の給食施設での利用促進
- (2) 生産者と消費者との交流と農業体験や漁業体験の促進
- (3) 市内農水産物への理解の促進
- (4) 市内農水産物の提供・消費の促進

2 家庭・地域における食育の推進

- (1) 地域における食育の実践
- (2) 食育推進のための人材の育成支援
- (3) 生産者や商業者との連携
- (4) 環境を意識した食生活の推進

3 学校等における食育の推進

- (1) 学校給食を通じた食育の充実
- (2) 農業体験・漁業体験の促進
- (3) 開かれた給食の促進
- (4) 教職員をサポートする体制の整備

4 食文化や郷土料理の伝承

- (1) 季節の移り変わりを感じる「食」の伝承
- (2) 地元農水産物を活かした料理や郷土料理の普及と実習
- (3) 匠型食生活の実践
- (4) 農水産物に関する情報の提供

5 「食」と健康に関する知識の普及

- (1) 正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進
- (2) 健康管理のための「食」の推進
- (3) 食品の安全性や栄養に関する情報の提供

第4章 施策の展開

食育コラム

新しい 学校給食センター

老朽化していた八日市場、野栄の両学校給食センターを統合した「匝瑳市学校給食センター」が平成26年9月から運用を開始しました。

市内小学校10校、中学校3校、幼稚園2園、特別支援学校1校に、1日に約3,200食の給食を提供しています。給食には地場産物を積極的に使用し、また、見学・試食会を実施することで地域に根付いた給食センターを目指しています。

【施設の特徴】

- 最新の調理機器を備え、厳しい衛生管理と作業行程を考慮した施設です。
- 調理作業が見学できる通路、会議室を設置しており、食育の学習施設としての活用が可能です。(要予約)

所在地 匝瑳市春海 1916 番地
電話番号 0479-70-2210



食育アルバム



さつまいもの収穫体験



落花生の収穫体験



匝瑳市産の農産物

1 地産地消の推進

▼現状と課題

地産地消とは、地元の地域で生産されたものを、その地域で消費する活動のことです。かつて、地産地消はごく当たり前のこととして行われてきましたが、流通が発展するにつれて、地元以外の様々な地域で生産された農水産物を手に取ることができるようになりました。そのため、生産者と消費者との距離が拡大し、農水産物の生産者のことや、生産される過程が見えにくくなっている事態も見受けられます。

平成28年7月に実施した匝瑳市食育推進計画策定のためのアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）によると、地元農水産物のよい点として「新鮮」という回答が約9割を占め、次いで「安全・安心」という回答が約6割となっています。また、地産地消を進めていく上で必要だと思うことについては、「スーパーや八百屋に地元農産物コーナーを設置する」、「農産物直売所の充実を図る」「給食で地元農水産物をより多く利用する」が多数を占めています。

生産者と消費者がお互いに顔の見える関係性を取り戻し、新鮮かつ安全で安心な地元農水産物を提供・消費することができるようにしていくことが必要です。

▼具体的な行動として...

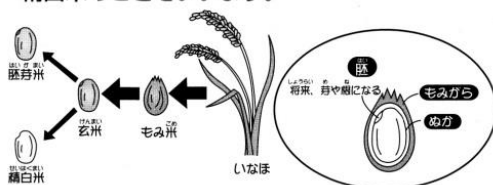
- 地元の地域で生産された食べ物を食べましょう。
- 農水産物の栽培、収穫、加工等の体験をする機会を増やしましょう。
- 地元の地域で生産された農水産物を、給食施設で使いましょう。

食育コラム

お米の話

いなほからごはんになるまで

もみ米からもみがらを取った米を玄米、玄米からぬかを取った米を胚芽米、ぬかも胚芽も取った米を精白米といいます。わたしたちが普段食べている、白いごはんはこの精白米のことをいいます。



栄養価をくらべてみよう

	玄米 (100g)	精白米 (100g)	胚芽米 (100g)
エネルギー (Kcal)	153	148	147
たんぱく質 (g)	3.3	2.6	2.9
カルシウム (mg)	4.0	2.0	3.0
鉄 (mg)	0.5	0.1	0.2
ビタミンB ₁ (mg)	0.16	0.03	0.1

(米はたいもの)

くらべてみたら一自りょうぜん。玄米や胚芽米は精白米よりも栄養価がとても高いのです。味や食べやすさからいえば精白米が一番ですが、たまには栄養価の高い玄米や胚芽米にも挑戦してみましょう。

▼施策の展開

(1) 給食施設での地元農水産物の利用促進

施策の内容	担当課
市内給食施設で、米や野菜といった地元農水産物の利用を促進します。 【関連する主な事業】 ・学校給食センター維持管理事業	○福祉課 ○学校教育課 ○市民病院

(2) 生産者と消費者との交流と農業体験や漁業体験の促進

施策の内容	担当課
生産者と消費者の交流を促進し、市民の農業に対する理解と関心を高めるため、農業まつり等のイベントや農業体験等を通じてコミュニケーションが図れるよう支援します。 【関連する主な事業】 ・生産者と消費者の交流促進 ・匝瑳市農業振興会助成事業 ・市民まつり事業	○産業振興課

(3) 市内農水産物への理解の促進

施策の内容	担当課
匝瑳市産農産物の認知度を高めるため、広報やホームページ等を通じて情報提供を行います。 【関連する主な事業】 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページの充実	○産業振興課 ○関係各課

(4) 市内農水産物の提供・消費の促進

施策の内容	担当課
ふれあいパーク八日市場や、匝りの里、各直売所等を通じて情報提供を積極的に行い、地元農水産物の消費を促進します。また、郷土料理やレシピ等についても情報提供を行い、地域に根ざした食を推進します。 【関連する主な事業】 ・地産地消の推進 ・「広報そうさ」への掲載 ・匝瑳の逸品選定事業	○産業振興課

匝瑳の逸品



食育コラム

本市にある優れた商品を募集・審査して「匝瑳の逸品」に認定しています。市民に愛され、匝瑳市らしさがあるオリジナリティあふれる高品質なものばかりです。

詳細は匝瑳市ホームページをご覧ください。

2 家庭・地域における食育の推進

▼現状と課題

家庭での食事は、日常生活の基盤であり、幼い頃からの食生活や「食」に対する姿勢は、その後の「食」に関わるあらゆることに影響します。

アンケート調査によると、食育が大切だと思う世代は「小学生」が約6割、食育を行うに当たって重要な場所は「家庭」が約8割、行政や地域に期待したいことについては、「乳幼児期からの食育の推進」が約3割、「健康状態・ライフスタイルに応じた食事の提案」が約4割となっています。

近年は、核家族化や共働き世帯の増加等により、ライフスタイルや価値観が多様化しており、孤食の増加も見受けられることから、家庭での取り組みに加え、関係団体や生産者・商業者等と連携を図りながら、地域に根差した食育を推進していく必要があります。

また、最近ではまだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が問題となっています。食育を通じて人と人、人と食の繋がりを取り戻し、「もったいない意識」や食に対する感謝の気持ちを高める必要があります。

▼具体的な行動として...

- 家族や仲間と楽しく食事するよう心がけましょう。
- 家庭でもお子さんが小さいうちから食育をすすめましょう。
- 地域で開催される食育の事業・イベントに参加しましょう。
- 食育ボランティアなど、食育活動をサポートする活動に参加しましょう。
- 地元農水産物が、地域でより多く消費されるよう、みんなで取り組みましょう。
- 「量や期限を考慮した計画的な買い物」や「食べ残しをしない」を心がけましょう。
- 「食」から出る調理くず、食べ残し等を通じて、環境やリサイクルについて考えてみましょう。

▼施策の展開

(1) 地域における食育の実践

施策の内容	担当課
地域や家庭で望ましい食生活を推進するため、料理教室や情報誌等を通じて健康や食生活に関する情報提供をし、知識の普及を図ります。また、高齢者に対し、栄養や運動指導、配食サービス等を行い、健康維持や食の充実を図ります。 【関連する主な事業】 - 食生活改善推進事業 - 離乳食教室 - 幼児食育教室（わんぱくクッキング） - 親子料理教室 - 健康づくり教室（はなまるダイニング） - 配食サービス事業	○健康管理課 ○生涯学習課 ○高齢者支援課

(2) 食育推進のための人材の育成支援

施策の内容	担当課
様々な機会において、地域の食育の推進が計画的かつ効果的に図られるようにするため、保健推進員や食育ボランティア等、食育に関わることのできる人材の育成を支援します。 【関連する主な事業】 ・市町村保健対策推進事業	○健康管理課 ○産業振興課

(3) 生産者や商業者との連携

施策の内容	担当課
特産品のブランド化や地元農水産物を使ったレシピコンテスト等を通じて、地元農水産物が地域の商業者を介して、より多く普及・消費されるよう取り組みます。 【関連する主な事業】 ・商工業活性化支援事業 ・匠達の逸品選定事業	○産業振興課

(4) 環境を意識した食生活の推進

施策の内容	担当課
食べ物がごみになる量を減らすため、啓発と情報提供を行います。特に、買い過ぎや食べ残しによるごみを減らすため「ちば食べきりエコスタイル」を推奨し、一人ひとりのもったいない意識を高め、食品ロス削減に取り組めるようにします。 【関連する主な事業】 ・ちば食べきりエコスタイルの推進 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページの充実	○環境生活課 ○産業振興課

3 学校等における食育の推進

▼現状と課題

食育を推進するに当たって、家庭における食育の取り組みと同様に、学校等における取り組みも重要です。

アンケート結果によると、食育が大切だと思う世代は「小学生」、「中高生」が最も多い結果でした。また、給食の時間が楽しいと感じる子どもは約9割となっているほか、自由記載では「給食を作ってくれた人に感謝したい」、「給食を食べ残さないようにしたい」など多くの意見が寄せられており、給食が子どもの食に対する関心や食習慣づくりに大きな役割を果たしていることがわかります。また、食物のことを知るためにしてみたいこととして、農業体験・漁業体験や料理教室をしてみたいと回答する子どもが多数を占めています。

給食を通じて食育を行うことや、農業体験等を通じて心身で食に接することは、食への興味や関心をより高めることにつながります。そのため、家庭や地域とも連携しながら、総合的に食育を推進することが必要です。

▼具体的な行動として...

- 食事のマナーやあいさつの習慣を身に付けましょう。
- 作物を育てる等、「食」に関する様々な体験をしてみましょう。
- 「そうさランチタイムス」等、情報を有効に活用してみましょう。
- 栄養を考えながら「食」を選択する力を身に付けましょう。

ランチタイムス

学校給食センターでは、給食への理解・関心を深めるため、毎月1回、給食に関する情報やレシピを掲載した「そうさランチタイムス」を発行しています。



▼施策の展開

(1) 学校給食を通じた食育の充実

施策の内容	担当課
学校給食センターでは、見学、試食、講習等を通じて、園児、児童、生徒、保護者及び市民の学校給食や食育についての理解を深めます。 【関連する主な事業】 ・学校給食センターの見学 ・試食、講習等の実施	○学校教育課

(2) 農業体験・漁業体験の促進

施策の内容	担当課
各教科、領域における食育や体験の推進を図り、食に関する学習を通じて、実践的な態度を育てます。また、生産者や市民との共同体験授業等により、子どもの「食」と「農」に対する興味と関心を高めます。 【関連する主な事業】 ・特色のある学校づくり推進事業 ・地域人材の教育現場への活用 ・幼稚園や保育所（園）、小学校での農業体験	○学校教育課 ○福祉課 ○産業振興課

(3) 開かれた給食の促進

施策の内容	担当課
栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の講話等により、給食時間における食育の充実を図ります。その他、広報そうさや給食だより「そうさランチタイムス」等を通じて、「食」について興味・関心を持つ機会を増やします。 【関連する主な事業】 ・栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の訪問 ・「広報そうさ」への掲載 ・給食だよりの発行	○学校教育課

(4) 教職員をサポートする体制の整備

施策の内容	担当課
国や県等の実施する食に関する研修等を通して、教職員や専門職の食育についての理解を促進し、資質の向上を図ります。また、地域で専門的知識を持っている市民の協力を得て、バラエティに富んだ授業を行えるようにします。 【関連する主な事業】 ・地域人材の教育現場への活用	○学校教育課

4 食文化や郷土料理の伝承

▼現状と課題

我が国には、正月のおせち料理、土用の丑の日のうなぎ、秋のお彼岸のおはぎ、大晦日の年越しそば等、季節や行事に伴った「食」があり、そのような「食」を摂ることで季節を感じることができます。また、郷土に根付いている「食」や食材を食べることは、郷土を感じさせるきっかけにもなります。

アンケート調査によると、食生活において実行していることについては、「地元産や旬の食材を取り入れた料理を作る」と回答した割合が約3割、食育に関して本市に当てはまることについては、「食の文化や伝統や季節性を大事にしている」を挙げた割合が約3割を占めています。また、市の特産品である米、赤ピーマン、大浦ごぼう、落花煎餅、初夢（漬け）や、郷土料理の太巻き寿司については、5割以上が「知っている」と回答しています。

一方で、つみれ汁や棒もち（性学もち）等の知られていない品目が見られるほか、ハスやセリ、海草（海草を煮溶かし固めた料理）など若い世代への伝承が課題となっている品目も見られました。

行事にちなんだ「食」や郷土料理の伝承を行い、特産品を取り入れた料理の普及を目指します。地元になんだ「食」を通じて、郷土への思いを深める取り組みが必要です。

▼具体的な行動として...

- 旬の食材を取り入れましょう。
- 年間を通じた行事食を作ってみましょう。
- 地元の特産品の良さを知りましょう。

食育アルバム



赤ピーマンと
赤ピーマンキャラクターあっぴいちゃん

初夢漬け
(なすの砂糖漬け)

▼施策の展開

(1) 季節の移り変わりを感ずる「食」の伝承

施策の内容	担当課
季節を取り入れた「食」を普及させることで、季節と食事の関係性や、日本食の豊かさを再認識するきっかけをつくります。 【関連する主な事業】 ・公民館まつり開催事業 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページでの情報提供	○生涯学習課 ○産業振興課 ○関係各課

(2) 地元農水産物を活かした料理や郷土料理の普及と実習

施策の内容	担当課
地元農水産物を使ったレシピや郷土料理の普及と実践を図ります。様々な媒体を通じた情報の提供と、料理教室等を通じた実習を行います。 【関連する主な事業】 ・生涯学習講座開催事業 ・匠瑳市農業振興会助成事業	○生涯学習課 ○産業振興課

(3) 匠瑳型食生活の実践

施策の内容	担当課
バランスの良い食生活のため、鮮度が良く栄養豊富な地元産農水産物を食事に取り入れたり、風土や食文化を活かした食生活が日々の食卓で実践できるよう取り組みます。 【関連する主な事業】 ・生涯学習講座開催事業 ・匠瑳市農業振興会助成事業 ・「広報そうさ」への掲載	○生涯学習課 ○産業振興課 ○関係各課

(4) 農水産物に関する情報の提供

施策の内容	担当課
農業まつり等の市民まつりの開催を通じて、市内産の農水産物を知る機会をつくります。また、本市の特産品や地場産品についてインターネットを通じて幅広く情報発信を行います。 【関連する主な事業】 ・匠瑳市農業振興会助成事業 ・市民まつり事業 ・インターネット販売・購入に対する支援 ・匠瑳の逸品選定事業	○産業振興課

5 「食」と健康に関する知識の普及

▼現状と課題

「食」は私たちの体を形づくるのに欠かせないものであり、心と体の健康に大きく影響するものです。ファストフードや加工食品、調理済み食品など手軽に食べることができる機会が増え、世の中の利便性の向上と共に食文化が多様化しており、栄養の偏りや偏食が問題となっています。

アンケート調査によると、自分自身の食事については、「つい好きなものだけを食べがちで、栄養バランスに偏りがある」と回答した割合が約3割、食育に関心がある理由として「生活習慣病の増加が問題になっているから」や、「食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事等）が問題になっているから」を挙げた割合が高くなっているほか、食育を通して知りたいこととして「家族や自身の成長・健康維持に役立つ食事のとり方」と回答した割合が約6割となっています。

朝食をきちんと食べ、生活のリズムをつくることは、健康的な生活習慣に繋がります。アンケート結果から朝食を欠食している人の割合は改善していますが、朝食で副菜を食べる人の割合は小中学生で3割、成人で4割にとどまっています。

市民一人ひとりが食に関する関心を高め、安全で健康的な食事についての正しい知識と選択する力を身につけ、自ら実践できることが必要です。

▼具体的な行動として...

- 朝食をきちんと食べ、生活リズムを整えましょう。
- バランスの良い食事を心がけましょう。
- 「食」や健康に関する正しい知識を身に付け、健康づくりに役立てましょう。
- 食品の安全性に関する情報を積極的に集め、選択する力を持ちましょう。

食育コラム

わんぱくクッキング

2歳児以上を対象とした、親子が一緒に学ぶ食育教室です。

調理や紙芝居などを通じて楽しく食体験できます。

匝瑳市保健推進委員会と協力し、細やかなアドバイスや見守りのもと、安心して安全な教室を心がけています。



▼施策の展開

(1) 規則正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進

施策の内容	担当課
市民一人ひとりが健全な食生活を実践するため、食事バランスガイド等の指針を理解し、食生活の乱れを防ぎ、規則正しく食べることができるよう支援します。 【関連する主な事業】 ・食生活改善推進事業	○健康管理課 ○産業振興課

(2) 健康管理のための「食」の推進

施策の内容	担当課
「食」と健康が密接な関係にあることを周知するとともに、生活習慣病等を予防するため、「食」から始める健康づくりが実践できるよう取り組みます。 【関連する主な事業】 ・生涯学習講座開催事業 ・母子健康相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・成人保健事業 ・母子歯科保険事業 ・母子歯科検診事業 ・食生活改善推進事業 ・市町村保健対策推進事業 ・生活習慣病検診事業（食育授業を含む）	○生涯学習課 ○健康管理課 ○高齢者支援課 ○学校教育課

(3) 食品の安全性や栄養に関する情報の提供

施策の内容	担当課
食品の安全性について周知するために、様々な媒体を通じて情報提供を行います。また、即時性の高い情報についても対応できるよう環境を整備します。 【関連する主な事業】 ・「広報そうさ」への掲載 ・メールマガジンの発行 ・ホームページの充実	○関係各課

食事バランスガイド

「食事バランスガイド」とは、1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかをコマをイメージしたイラストで示したものです。

イラストには1日に食べることが望ましい料理の組み合わせと、おおよその量がわかりやすく示されています。

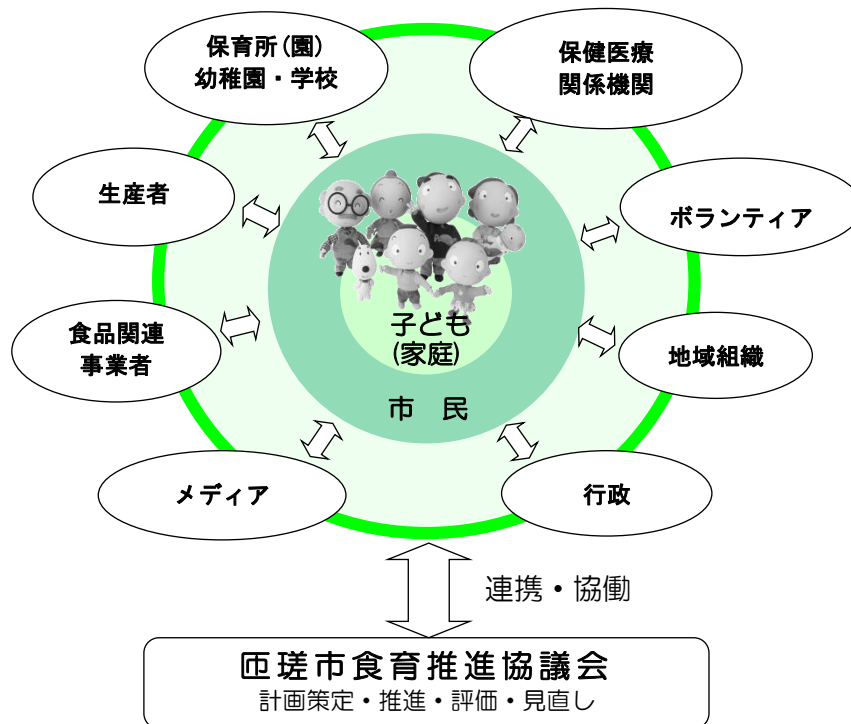
食育コラム



第5章 計画の推進

1 推進体制について

食育は幅広い分野に関わるため、各施策を推進していくためには、多様な関係者が一体となって取り組んでいくことが必要です。そのため、子どもや家庭を中心にして、保育所（園）、幼稚園、学校、生産者等、食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携・協働して、本計画の推進に取り組んでいきます。



2 計画の進行管理と評価

本計画の施策を効果的に推進していくため、アンケート調査等により達成状況を把握した上でその効果等を評価し、「匝瑳市食育推進協議会」において定期的に検証します。

また、その結果を公表するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。

本計画は、食育基本法の基本理念と方向性に従い、策定時点での諸情勢を踏まえて策定したのですが、国内外の社会経済情勢とともに、今後の食育をめぐる諸情勢も大きく変化することが考えられ、目標の達成状況や施策の推進状況等によって、見直されることもあります。

このため、本計画では、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しを検討する等、柔軟に対応していきます。

3 匝瑳市食育推進計画の数値目標の達成状況

平成24年3月に策定した匝瑳市食育推進計画に掲げた目標値の達成状況です。

基本施策	項目	出発値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成28年度)	担当課
1 地産地消の 推進	食生活において、「地元産や旬の食材を取り入れた料理をつくる」ことを実行している市民の割合(※)	29.8%	35.0%	31.0%	産業振興課
	地元農水産物を使った料理レシピの提供	0回	5回/年	1回/年	産業振興課 関係各課
	市内農水産物の給食施設での利用	(八日市場学校給食センター) 23品目/年 (野栄学校給食センター) 36品目/年	40品目/年	32品目/年	福祉課 学校教育課 市民病院
2 家庭・地域に おける食育 の推進	朝食で副菜を食べる人の割合(※)	42.4% (成人) 36.8% (小中学生)	50.0% 40.0%	43.9% 33.9%	産業振興課 学校教育課
	インターネットを通じた食育の情報提供	未設置	設置	設置	産業振興課 関係各課
3 学校等に おける 食育の推進	地域の方が講師となる「地域の知恵」授業	0回	各校3回/年	各校2回/年	学校教育課
	食育のテーマを取り入れた職員研修	0回	3回/年	3回/年	学校教育課
4 食文化や 郷土料理の 伝承	郷土料理や地元農水産物を使った料理教室の開催	2回/年	4回/年	9回/年	生涯学習課
	市の郷土料理や特産品を「知っている」市民の割合(※)	各品 10~75%	全ての品を 40%以上 にする	各品 21~72%	産業振興課
	自分の食事や食卓への不安や不満で、「つい好きなものだけを食べがちで、栄養バランスに偏りがある」市民の割合(※)	34.0%	減少	30.5%	産業振興課
5 「食」と健康 に関する 知識の普及	食の安全性に不安を感じている市民の割合(「不安を感じている+多少は不安を感じている」)(※)	75.4%	減少	68.7%	産業振興課
	「食事バランスガイドの見方を知っている」市民の割合(※)	18.6%	25.0%	26.8%	産業振興課

(※)「食育推進計画策定のためのアンケート調査報告書」における項目

4 数値目標

食育を市民運動として推進するためには、多くの関係者の理解のもとに、共通の目標を掲げ、その達成に向かって協力して取り組むとともに、その成果を客観的に把握することが重要です。

このため、次の目標値を設定し、食育の取り組みを評価していきます。

基本施策	項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)	担当課
1 地産地消の 推進	食生活において、「地元産や旬の食材を取り入れた料理をつくる」ことを実行している市民の割合（※）	31.0%	35.0%	産業振興課
	地元農水産物を使った料理レシピの提供	1 回／年	5 回／年	産業振興課 関係各課
	給食施設での地元農水産物の利用促進	32 品目／年	35 品目／年	福祉課 学校教育課 市民病院
	家庭菜園や果物狩り等、農漁業に触れる市民の割合（※）	25.5%	40.0%	産業振興課
2 家庭・地域に おける食育 の推進	食育に興味を持っている市民の割合（「関心がある＋どちらかといえば関心がある」）	61.1%	90.0%	産業振興課 学校教育課 健康管理課
	食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合（※）	42.3%	50.0%	環境生活課 産業振興課
3 学校等にお ける食育の 推進	農業体験や料理教室など、食育のテーマを取り入れた授業・学習	各校 4 回／年	各校 6 回／年	学校教育課
4 食文化や郷 土料理の伝 承	郷土料理や地元農水産物を使った料理教室の開催	9 回／年	12 回／年	産業振興課 生涯学習課
	匠瑳市の郷土料理や特産品を「知っている」市民の割合（※）	各品 21～72%	全ての品を 40%以上に する	産業振興課
	匠瑳市では、食の文化や伝統、季節性などを大事にしていると思う市民の割合（※）	31.8%	増加	産業振興課
5 「食」と健康 に関する知 識の普及	自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合（※）	30.5%	減少	産業振興課 健康管理課
	食の安全性に不安を感じている市民の割合（「不安を感じている＋多少は不安を感じている」）（※）	68.7%	減少	産業振興課
	朝食で副菜を食べる市民の割合（※）	43.9% (成人) 33.9% (小中学生)	50.0% 40.0%	産業振興課 学校教育課 健康管理課
	「食事バランスガイドの見方を知っている」市民の割合（※）	26.8%	増加	産業振興課 健康管理課

（※）「食育推進計画策定のためのアンケート調査報告書」における項目



資料編

1 匝瑳市食育推進協議会

1 匝瑳市食育推進協議会規則

平成23年3月25日

匝瑳市規則第21号

(設置)

第1条 市は、食育基本法(平成17年法律第63号)第2条から第9条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとった食育の総合的かつ計画的な推進について協議するため、匝瑳市食育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、基本理念にのっとった食育について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 会長は、第2条に規定する協議に関し専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、市職員のうちから市長が会長と協議して任命する。この場合において、当該部会員が市長以外の任命権者に属する職員の場合は、市長は当該任命権者と協議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 第6条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 匝瑳市食育推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

	所 属	氏 名
1	匝瑳市校長会	◎ 南波 隆
2	一般社団法人 旭匝瑳医師会	川手 一宏
3	匝瑳市PTA連絡協議会	越川 淑美
4	匝瑳市保健推進員会	鎌形 晴美
5	匝瑳市農業振興会朝市組合	○ 小林 淑子
6	八日市場ふるさと交流協会	大木 万智子
7	匝瑳市商工会女性部	大木 すみ江
8	匝瑳市商工会青年部	鈴木 良則
9	千葉県海匝農業事務所 企画振興課	野村 徳明
10	ちばみどり農業協同組合 営農センターそうさ	柴崎 美佐子
11	匝瑳市 健康管理課	高橋 康二
12	匝瑳市 学校教育課	有田 光
13	匝瑳市 産業振興課	作佐部 勝美

(敬称略)

任期：平成27年6月1日から平成29年5月31日まで

2 食育基本法の概要

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画等

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 食育の推進の目標に関する事項
 - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④ 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議

- (1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

3 第3次食育推進基本計画の概要

- 1 計画期間
平成28年度から平成32年度までの5年間
- 2 第3次計画のコンセプト
実践の環を広げよう
- 3 重点課題
 - (1) 若い世代を中心とした食育の推進
 - (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
 - (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
 - (5) 食文化の継承に向けた食育の推進
- 4 基本的な取組方針
 - (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
 - (2) 食に関する感謝の念と理解
 - (3) 食育推進運動の展開
 - (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
 - (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
 - (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
 - (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割
- 5 食育推進の目標に関する事項（平成32年度までの達成を目指すもの）
 - (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加（75.0%→90%以上）
 - (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
（週平均9.7回→11回以上[朝食＋夕食]）
 - (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加
（64.6%→70%以上）
 - (4) 朝食を欠食する国民の割合の減少
（子ども4.4%→0%、20歳代～30歳代男女24.7%→15%以下）
 - (5) 中学校における学校給食実施率の増加（87.5%→90%以上）
 - (6) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加（26.9%→30%以上）
 - (7) 学校給食における国産食材を使用する割合の増加（77.3%→80%以上）
 - (8) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合の増加（57.7%→70%以上）

- (9) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合の増加（43.2%→55%以上）
- (10) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合の増加（69.4%→75%以上）
- (11) 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業登録数の増加（67社→100社以上）
- (12) ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加（49.2%→55%以上）
- (13) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加（34.4万人→37万人以上）
- (14) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加（36.2%→40%以上）
- (15) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加（67.4%→80%以上）
- (16) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加（41.6%→50%以上）
- (17) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている若い世代の割合の増加（49.3%→60%以上）
- (18) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加（72.0%→80%以上）
- (19) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合の増加（56.8%→65%以上）
- (20) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加（76.7%→100%）

6 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

7 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 多様な関係者の連携・協働の強化
- (2) 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
- (3) 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
- (4) 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- (5) 基本計画の見直し

4 第3次千葉県食育推進計画の概要

1 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

2 キャッチフレーズ

ちばの恵みで まんてん笑顔

3 基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

4 施策の方向

- (1) 生産から食卓まで食のつながりを意識した食育の推進
- (2) 子供から高齢者まで各世代に応じた食育の推進
- (3) ちばの食育の推進体制強化

5 施策の展開

- (1) 魅力発信と地産地消の推進
- (2) 生産者と消費者の交流の促進
- (3) 食文化の普及と継承
- (4) 食の循環や環境を意識した取組の推進
- (5) 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組
- (6) 保育所等における食育の推進
- (7) 学校における食育の指導体制と指導内容の充実
- (8) 学校給食を活用した食育の充実
- (9) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- (10) 生活習慣病予防や健康づくりのための食育の推進
- (11) 次世代を育むための食育の推進
- (12) 低栄養傾向を予防するための食育の推進
- (13) 食育を進める人材の確保
- (14) 多様な関係者の連携強化
- (15) 地域における取組の強化
- (16) 食に関する情報の提供

第2次匝瑳市食育推進計画

発行日：平成 年 月

発行：千葉県匝瑳市

編集：匝瑳市産業振興課

〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

TEL：0479-73-0089

URL：<http://www.city.sosa.lg.jp/>